

重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者名称	社会福祉法人氷上町福社会
主たる事務所の所在地	兵庫県丹波市氷上町成松 146 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 上村 行男
電話番号	0795 - 80 - 4760

2 ご利用施設

施設の種別	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園いくさと
施設の所在地	兵庫県丹波市氷上町石生 619 番地 3
管理者氏名	園長 足立 正徳
連絡先	電話 0795 - 82 - 4380 FAX 0795 - 82 - 4420

3 施設の目的・運営方針

(1) 目的

社会福祉法人氷上町福社会が設置する幼保連携型認定こども園いくさとは、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う事を目的とする。

(2) 運営方針

「心身ともにたくましく、心豊かに生きる子ども」を育成する。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	5,465.41 m ²
	園庭	1,284.30 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ面積	2,956.44 m ²

(2) 主な設備

設 備	居室数	備 考
乳 児 室	1 室	ひよこ組(0歳児)
ほふく室	2 室	こあら組1組・2組(1歳児)
保 育 室	8 室	ぱんだ1組・2組(2歳児) うさぎ1組・2組(3歳児) きりん1組・2組(4歳児) ぞう1組・2組(5歳児)
遊 戯 室	1 室	
調 理 室	1 室	
ランチルーム	1 室	
職 員 室	1 室	
保 健 室	1 室	
子育て支援室	1 室	

5 利用定員

認 定 区 分	利 用 定 員
1号認定子ども	15人
2号認定子ども	130人
3号認定子ども	75人

6 職員の配置状況

当園では、「兵庫県認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第3条（幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準）に定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1	1	—	
副園長	1	1	—	
主幹教諭	2	2	—	
副主幹教諭	2	2	—	
保育教諭	33	20	13	
子育て支援員	1	1	—	
看護師	1	—	1	
栄養士・調理員	5	4	1	
介助員	4	—	4	
事務員	1	1	—	

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

7 職員の勤務体制

職 種	勤務体制	備 考
園 長	8 : 00 ～ 17 : 00	
副園長	8 : 00 ～ 17 : 00	
主幹教諭 副主幹教諭 保育教諭 子育て支援員	早番 7 : 00 ～ 16 : 00 早番 7 : 30 ～ 16 : 30 日勤 8 : 00 ～ 17 : 00 遅番 9 : 00 ～ 18 : 00 ※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
看護師	9 : 00 ～ 16 : 00	
栄養士・調理員	早番 7 : 30 ～ 16 : 30 日勤 8 : 00 ～ 17 : 00	
介助員	7 : 30 ～ 16 : 00 ※曜日により、各介助員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
事務員	8 : 00 ～ 17 : 00	

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8 教育・保育を提供する日、時間

開所曜日	1号	月・火・水・木・金
	2号 3号	月・火・水・木・金・土

開所時間 (延長保育)	1号	平日	8 : 00 ～ 14 : 00 ただし、 春季休業（3月21日から4月7日） 夏季休業（7月21日から8月31日）及び 冬季休業（12月24日から1月8日）を除く。 (園の諸事情により変更になることがあります。)
		土曜日	休園日
		日曜日・祝日	休園日
	2号 3号	平日	7 : 00 ～ 19 : 00 保育標準時間 7 : 00 ～ 18 : 00 保育短時間 8 : 00 ～ 16 : 00
		土曜日	7 : 00 ～ 19 : 00 保育標準時間 7 : 00 ～ 18 : 00 保育短時間 8 : 00 ～ 16 : 00
		日曜日・祝日	休園日
学 期	1号	1学期	4月1日 ～ 8月31日
		2学期	9月1日 ～ 12月31日
		3学期	1月1日 ～ 3月31日

※12月29日から1月3日は休園日となります。

※表中の号数は、子ども・子育て支援法第 20 条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

9 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）及び保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 8 に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 送迎

希望者については、通園バスによる送迎を実施します。通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 家庭保育への協力を希望する日（8 月、1 月）は給食提供を行いません。

(4) その他

○延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育します。

○一時預かり事業

家庭において保育を受ける事が一時的に困難となった地域の乳幼児をこども園において一時的に保育します。

○病児保育

教育・保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入園児に対する保健的な対応や相談支援を行います。

○特別支援保育

就園する要支援児の特別支援教育・保育を提供します。

○子育て支援事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て

てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(5) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 ・いちご狩り
5月	・保育参観日 ・個別懇談（5歳児）
6月	・芋苗植え ・個別懇談（4歳児）
7月	・個別懇談（0～3歳児）
8月	
9月	・音楽会（感想交流会、4・5歳児） ・芋収穫
10月	・運動会
11月	
12月	・個別懇談（5歳児） ・生活発表会（0～3歳児） ・登校練習①
1月	・個別懇談（0～4歳児、希望者）・保育参観日（0～3歳児）
2月	・生活発表会（4・5歳児） ・登校練習②
3月	・登校練習③ ・卒園式

※誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別紙に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、丹波ひかみ農業協同組合又は中兵庫信用金庫の口座引き落としになります。

11 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) 支給認定保護者から当園の利用取り消しの申し出があったとき

(4) 丹波市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

(5) 理由なく利用者負担額を3ヶ月以上滞納したとき

(6) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	三浦医院
医 院 長 名	三浦 博幸
所 在 地	兵庫県丹波市氷上町石生 613 番地
電 話 番 号	0795 - 82 - 0438

(2) 歯科

医療機関の名称	近藤歯科医院
医 院 長 名	近藤 譲
所 在 地	兵庫県丹波市氷上町石生 1664 番地
電 話 番 号	0795 - 82 - 5230

(3) 薬剤師

名 称	あおぞら薬局
薬 剤 師 名	池上 太
所 在 地	兵庫県丹波市青垣町沢野 113 番地 2
電 話 番 号	0795 - 78 - 9555

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 苦情解決責任者 園長 ・ 苦情受付担当者 副園長 ・ ご利用時間 8 : 00 ~ 17 : 00 ・ 電話番号 0795 - 82 - 4380 F A X 0795 - 82 - 4420 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	荻野 隆 司 (役職) 法人監事	電話番号 0795 - 82 - 1206

	岸田昌樹 (役職) 法人監事	電話番号 0795 - 82 - 0754
	中川龍美 (役職) 民生委員	電話番号 0795 - 82 - 1487

16 非常災害時の対策

非常時の対応	<p>○丹波市に大雨・洪水・暴風・雷・大雪等、氷上地域内に関係のある警報が午前6時30分現在の時点で発表されている時、また、その後通園時間帯に警報が発表された時、非常時の対応（通園バスは出ません）とします。</p> <p>ただし「北播丹波」に警報発表と表示されていても、「丹波市」に警報が出ていない場合は非常時の対応とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>○1号認定は家庭での見守りをお願いします。</p> <p>○2号・3号認定で、どうしても休めない場合については、8時30分までに園へ連絡をお願いします。お休みいただけるおうちについては園への連絡は必要ありません。</p> <p>なお、状況により早く降園する場合があります。</p> <p>○非常時は、防災行政無線放送に細心の注意をお願いします。</p> <p>○非常時は「れんらくーる」で配信します。</p> <p>○その他、別途に定める、消防計画により対応いたします。</p>
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有
避難・消火訓練	<p>避難訓練は、毎月1回以上実施します。</p> <p>消火訓練は、年2回以上実施します。</p>

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、教育・保育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。

外部講師等による職員研修の実施や、発生時の対応体制の構築を行います。

また、ハラスメントに適正かつ迅速に対応するため、外部機関（弁護士・警察等）への相談体制の構築も行います。

※この重要事項説明書の内容は、令和8年4月現在の情報です。

別紙

1. 利用料

以下の利用料を丹波ひかみ農業協同組合又は中兵庫信用金庫の個人口座から引落しいたします。

- ・口座がない方は、口座の開設をしてください。
- ・「貯金口座振替依頼書」を記入のうえ、園に提出してください。
- ・引落日は毎月 27 日です（休業日の場合は、翌営業日）
- ・引落しが出来なかった利用料は、園発行の請求書により、口座振込またはキャッシュレス決済（PayPay）でお支払いください。

種 類	対象児童	金 額	内 容
保育料	全園児	支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額	
バス代	全園児	1 人 月額 1,500 円	バス維持管理経費
	バスの利用園児(往復)	1 人 月額 1,000 円	運転手人件費
	バスの利用園児(片道)	1 人 月額 500 円	車輛燃料代 他
給食費※1	1号認定子ども	(主食費) 1 人 月額 450 円	食費材料費
		(副食費) 1 人 月額 3,250 円	
	2号認定子ども	(主食費) 1 人 月額 500 円	
		(副食費) 1 人 月額 4,500 円	
	(土曜日保育) 1 人 1 回 250 円		

※1 別表1により給食費を減免、または免除します。対象の場合は「給食費免除申請書」を園に提出ください。

別表 1

対象児童	減免する割合
疾病等により 1 か月の全て教育・保育を受けなかった場合	100 パーセント以内
疾病等により 1 か月の全て教育・保育日数の 3 分の 2 以上保育を受けなかった場合	50 パーセント以内

2. 実費徴収

(1) 月刊絵本代

- ・丹波ひかみ農業協同組合、中兵庫信用金庫の個人口座から、引落しいたします。

引落日は毎月 27 日です。（休業日の場合は、翌営業日）

(2) その他の臨時集金

- ・随時ご連絡いたします。

3. 延長保育に関する利用者負担

対象児童	金額	内容
2号、3号認定子ども (保育標準時間認定)	1人 1時間あたり 300円	通常保育時間終了後(18時～19時)の 延長保育料
2号、3号認定子ども (保育短時間認定)	1人 1時間あたり 300円	通常保育時間開始前(7時～8時) または終了後(16時～19時)の延長保育料

4. 幼稚園型一時預かりに関する利用者負担

(当園に在籍する1号認定子ども一時預かり保育)

対象児童	金額	内容
1号認定子ども (教育標準時間)	1人 1時間あたり 300円	平日の教育標準時間前(7時～8時) または終了後(14時～18時)の保育
	1人 1日あたり 2,000円	長期休業中の保育(8時～17時)

※ 一時預かりを利用される時に、通園バスを利用される場合は、ご相談ください。

5. 一般型一時預かりに関する利用者負担(園児以外一時預かり保育)

対象児童	金額	内容
0歳児	1人 1日あたり 3,500円	家庭での保育が一時的に困難となっ た場合の預かり保育(7時～18時)
1歳児、2歳児	1人 1日あたり 2,500円	
3歳児以上	1人 1日あたり 2,000円	

※ 通園バスを利用される際には、1人あたり1回(片道)100円の利用料が必要です。

6. 領収書の代用

上記1から5について、口座引落とし完了の際は、預金通帳に「(フ) ヒカホウフクカイ
ニテイトモエンカキ、こども園いくさと」等の表示、キャッシュレス決済完了の際は、
取引履歴をもって領収書の代用とし、領収書の発行は省略させていただきます。